

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名: 「ハイブリッドK吸収端濃度計 (X線装置) 定期点検」
- (2) 趣旨及び概要: 仕様書による。
- (3) 数 量: 一式
- (4) 納 期: 2020年 3月27日
- (5) 納 入 場 所: 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号: 110-0015

所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階

機 関 名: 公益財団法人核物質管理センター

担 当 部 署: 総務部 契約課

フリガナ: タノ ミホ

担当者名: 太野 美穂

電話番号: 03-5816-7765

F A X : 03-3834-5265

M a i l : mitano@inmcc.or.jp

(2) 参加意志確認書の提出期限

2019年 4月15日(月) 午後4時まで

公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(郵送可)

なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

(3) 提出書類

- ・仕様書6.を証する資料

1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2019年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。

審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。

応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

総務部長 水 原 泰

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 水原 泰 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2019年3月27日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、
参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と
相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「ハイブリッドK吸収端濃度計(X線装置)定期点検」
2. 添付資料
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

ハイブリッドK吸収端濃度計(X線装置)
定期点検
仕様書

平成31年度

公益財団法人核物質管理センター

目次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 作業実施場所	1
4. 納期	1
5. 作業内容	1
5.1 対象設備・装置等	1
5.2 作業範囲及び項目	1
5.3 点検内容及び方法	1
6. 作業に必要な資格等	2
7. 支給品及び貸与品	3
7.1 支給品	3
7.2 貸与品	3
8. 提出書類	3
9. 検収条件	4
10. 適用法規及び規定等	4
11. 特記事項	4
12. 総括責任者	4
13. その他	5

1. 件名

ハイブリッドK吸収端濃度計(X線装置)定期点検

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター(以下、「センター」という。)六ヶ所保障措置分析所(以下、「OSL」という。)に設置されているハイブリッドK吸収端濃度計(以下、「HKED」という。)用X線装置の機能維持のために実施する定期点検について定めたものである。

受注者は対象設備及び装置の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施すること。

3. 作業実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付 4-108
日本原燃株式会社 六ヶ所再処理事業所内
OSL 内指定場所

4. 納期

平成 32 年 3 月 27 日

(作業期間：センター六ヶ所検査部分析課と調整して決定すること。)

5. 作業内容

5.1 対象設備・装置等

(1) 中放射性グローブボックス HKED 用 X 線装置 (1 台)

(2) 分析セル HKED 用 X 線装置 (1 台)

(3) X 線予備管球 (以下、「予備管球」という。)(2 本)

5.2 作業範囲及び項目

(1) HKED 用 X 線装置の点検、清掃及び調整 (予備管球の手動エージング及び動作確認を含む)

(2) 書類作成

5.3 点検内容及び方法

点検は、4 回/年にて実施することとし、各点検は予備日を含め 2~5 日/回とすること。また 4 回の点検のうち、下記に示す(4)の点検は 2 回、(5)及び(6)の点検は 1 回実施すること。

(1) X 線管球の点検

1) ソケット部を外し、放電痕が無いことを確認すること。

2) 冷却配管及びホースからの水漏れが無いことを確認すること。

3) ソケット部の清掃及びシリコングリスの塗り直しを行うこと。

- 4) ウォームアップを行うこと。
 - (2) 高電圧発生装置（ケーブルを含む）の点検
 - 1) 高電圧発生装置に異音、異臭等の異常が無いことを確認すること。
 - 2) ソケット部の放電痕が無いことを確認すること。
 - 3) ソケット部の清掃及びシリコングリスの塗り直しを行うこと。
 - (3) 清掃
点検対象装置の清掃を行うこと。
 - (4) 予備管球の手動エージング
予備管球の手動エージングは、指定された電流、電圧において、2時間以上の連続記録を取り、許容変動値の1%を超える値の変動が無いことを確認すること。
 - (5) 制御器の点検
 - 1) ヒューズ等が断線していないこと及び異音、異臭等が無いことを確認すること。
 - 2) 端子部に異常が無いことを確認すること。
 - 3) X線照射積算計の表示を記録すること。
 - (6) 冷却器の点検
 - 1) カップリング、配管及びホースからの水漏れが無いことを確認すること。
 - 2) チラー及び熱交換器に異音、異臭等が無いことを確認すること。
 - (7) X線装置の調整
 - 1) (1)から(6)の点検後、指定された電流及び電圧において2時間以上の連続記録を取り、許容変動値1%を超える値の変動が無いことを確認すること。
 - 2) 1)において、許容変動値が1%を超えた場合、HVの調整を行うこと。
 - (8) 動作確認
(7)の点検後、指定された電流及び電圧において、2時間以上連続照射し、X線が停止しないことを確認すること。
6. 作業に必要な資格等
現場作業者は、エックス線作業主任者及びGEインスペクションテクノロジー社の点検資格を有していること。

7. 支給品及び貸与品

本作業に必要な用具等は受注者が用意すること。ただし、以下の物品については、センター六ヶ所検査部分析課から必要な数量を支給または貸与する。

7.1 支給品

- (1) 品名 : アルコール、蒸留水および電気等のユーティリティ
- (2) 数量 : 必要量
- (3) 支給場所 : OSL 内作業場所
- (4) 支給時期 : 作業期間中
- (5) 支給方法 : 現場支給

7.2 貸与品

- (1) 品名 : ポケット線量計、防護マスク、放射線測定器、工具等
- (2) 数量 : 必要数
- (3) 引渡場所 : OSL 内作業場所
- (4) 引渡時期 : 作業期間中
- (5) 引渡方法 : 現場貸与

8. 提出書類

受注者は、以下の書類を期限までに提出すること。

No	書類名	提出時期	部数
1	品質保証計画書	契約後速やかに	1
2	作業工程表	点検開始1週間前までに	1
3	点検要領書	点検開始1週間前までに (日本語版及び英語版を提出すること)	各1
4	点検報告書	・点検後1ヶ月以内に ・最後の定期点検については納期までに (日本語版及び英語版を提出すること)	各1
5	議事録	打合せ後速やかに	1
6	センターが要求する申請書	センターが要求する申請書の提出期限までに	1

承認返却が必要な書類は、受注者が準備すること。

(提出場所)

センター六ヶ所検査部分析課

9. 検収条件

「5. 作業内容」に示す作業を完了し、「8. 提出書類」に示す書類の提出及びセンター六ヶ所検査部分析課の完納をもって検収とする。

10. 適用法規及び規定等

六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定

11. 特記事項

(1) 受注者は、本仕様書の記載事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、センター六ヶ所検査部分析課と協議の上、その決定に従うこと。

(2) 受注者は、センター六ヶ所検査部分析課から保安上の指示を受けた場合は、その指示に従い行動すること。

(3) 受注者は、本作業を実施することにより取得した作業に関するデータ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報をセンターの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供しないこと。

(4) 受注者は、設置する設備及び機器に適用される法令を調査し、申請又は届出の要否を確認すること。また、申請又は届出が必要な場合は受注者が代行するか、代行できない場合はセンター六ヶ所検査部分析課へその旨報告すること。

(5) 受注者は、センターが定める規定に準じ、作業を実施するとともに、センターに申請するものについては事前に申請すること。

12. 総括責任者

受注者は本作業を履行するにあたり、受注者を代表して直接指揮命令する者及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせること。

(1) 現場作業者の労務管理及び作業上の指揮命令

(2) 作業履行に関するセンターとの連絡及び調整

(3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理

(4) 現場作業者の規律秩序の保持及びその他本作業の処理に関する事項

13. その他

- (1) 本作業時間は、原則としてセンターの就業時間内に実施すること。ただし、作業上就業時間外で行う必要がある場合は、センター六ヶ所検査部分分析課と協議の上、その決定に従うこと。
- (2) 現場作業者は、OSLにおける放射線業務従事者の指定を受けること。
- (3) 安全対策及び作業安全については、事前にセンター六ヶ所検査部分分析課と綿密な打合せを行い、作業の安全確保に万全を期して行うこと。
- (4) 本契約に関わる作業において、センターの設備・機器等を損傷させた場合は、受注者の責任においてセンター六ヶ所検査部分分析課が指定する期日までに復旧させること。

以上